

平成22年12月8日  
北海道社会保険労務士会  
会長 村上 三基夫

## 北海道社会保険労務士会一般事業主行動計画

北海道社会保険労務士会（以下「本会」という。）は事務局職員が安心して育児休業を取得できる環境整備をつくるための方策を検討するとともに、妊娠・出産を通じて子育て中の職員の支援のあり方及び女性職員の継続勤務について、下記のとおり必要な検討を行うものとする。

### 記

1. 計画期間：平成23年1月1日から平成24年12月31日までの2年間

### 2. 内 容：

目標1 育児休業制度（育児介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前・産後休暇など）の周知を図り、休業中及び復職後の処遇に関する情報を提供する。

【目標を達成するための方策と実施時期】

平成23年1月～ 提供情報内容の検討

平成23年3月 情報提供の実施

目標2 育児休業の取得及び職場復帰のしやすい環境の整備づくりとして、代替要員の確保や業務体制の見直しを実施する。

【目標を達成するための方策と実施時期】

平成23年1月～ 代替要員の選定及び業務体制の見直しの検討

平成23年4月 新体制の実施

目標3 妊娠中、休業中、復帰後の職員のための相談窓口を設置する。

【目標を達成するための方策と実施時期】

平成23年1月～ 相談窓口担当者の選定

平成23年2月 相談窓口の設置と職員への周知

目標4 育児休業期間中、定期的に本会に関する情報を提供する。

【目標を達成するための方策と実施時期】

平成23年1月～ 提供情報内容の検討

平成23年4月 情報提供の実施